

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月11日
【会社名】	第一精工株式会社
【英訳名】	DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土山 隆治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都市伏見区桃山町根来12番地4
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 第一精工株式会社 福岡事業所小郡工場 (福岡県小郡市三沢863番地) 第一精工株式会社 東京支社 (東京都港区港南二丁目16番2号) 第一精工株式会社 大阪支店 (大阪市北区梅田三丁目3番10号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 土山 隆治は、当社の第57期第3四半期（自2019年7月1日 至2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。